

広島県告示第三百四十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年六月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法人社団悠仁会 後藤病院	名 称	呉市東中央一丁目八番一 〇号	所 在 地	平成三二年六月七日	効力を有する期限	更新	備 考
-------------------	-----	-------------------	-------	-----------	----------	----	-----